

帝國農會編

農業勞動移動ニ關スル調査

昭和十八年七月

始



10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 50 9 8 7 6

X62  
129

6/11.91  
TE241

# 農業労働移動ニ關スル調査

昭和十八年七月

帝國農會



611.91  
TE24

## 例　　言

一、本調査報告書は、昭和十七年度、指導部の労力調整事業中、指導基礎確立に資せんがため実施されたる、農業労働並びに役畜の移動現象に關する調査の一部、岡山——香川兩縣間に於ける、農業労働者の移動に關する部分の結果報告である。

二、本調査は、昭和十八年一月中旬より、約二十日間に亘つて、本會派遣の調査員三名に依り、試みられた實地調査であるが、序説中に本報告執筆者が精説してゐる如き事情に基いて、所期の成果を挙げ得なかつた。殊に、調査對象の性格上、報告書中に掲載し易からぬ諸事情を多く含んでゐるので、報告書の出来榮については、遺憾な點が多い。

三、本報告書を上梓するに當り、調査上、種々の援助と繁勞を煩はした諸方、就中、岡山縣御津郡今村、新屋敷農事實行組合、村農會、村役場、及び香川縣香川郡池西村、の中蓮並びに西之原兩農事實行組合、村農會、村產業組合、村役場等に對し、亦、兩縣農會に對し、深甚なる謝意を表明してをく。

昭和十八年三月

帝　國　農　會

發行所寄贈本



962  
1294

## 目 次

### 序 説

### 第一章 今村を単位としての諸資料

一、戸數及人口 .....	1
二、土 地 .....	3
三、人と土地との關係 .....	3
四、農家の役畜、農機具所有狀況 .....	9
五、生産概況 .....	12
六、民度に關する參考資料の一つとして第二十四表を記載す .....	17

### 第二章 新屋敷農事實行組合に於ける諸資料

一、農家別家族の構成 .....	18
二、耕地と所有との關係（農家別）.....	20
三、主要農器具及び役畜所有狀況 .....	23
四、主要生産物、生産狀況 .....	24
五、主要生産物處理狀況 .....	25
六、蘭草加工の副業部門としての比重 .....	25
七、参考のための附言 .....	26
八、昭和十七年に於ける農家別請入勞力に關する資料 .....	27

### 第三章 備考之章

一、蘭草栽培の行程 .....	33
二、蘭草栽培農家に於ける一般的輪作型式 .....	35
三、雇傭慣行に關する言及 .....	36

## 序　　説

岡山縣の中南部平坦地域、わけても、耕作規模上の所謂大規模米麥作農家を數多く擁する兒島郡や、所謂蘭草栽培農家の壓倒的部分を包犠する、都窪、御津、兩郡等が、所謂農業機械化の非常に進める地域であること、且は、年毎の春秋兩農繁期に、大量の日傭乃至季節傭を請入れる地域であること、等は、既に、周知に屬してゐる。而して、此の通説には、相當の事實根據が、無くもない。

例へば、所謂農業機械の普及度といふ點では、普通、其の目安と見做されるところの、自動耕耘機所有狀況に就いて、昭和十六年度夏期調査が語る。之に依れば、即ち、全國に於ける實數は79.8臺、一千戸當にして、1.4臺、岡山縣に於ける實數は 2062 臺、一千戸當にして 13.3 臺と有り、縣單位では、岡山縣が全國一なのに、その岡山縣下でも、龜の三郡は斷然壓倒的で、實數 1773 臟、一千戸當にして、凡そ 140 臟を占有してゐるのである。のみならず、此の關係は、日本に於ける自動耕耘機の普及過程全體を通じ、ほど一貫してきたことさへ、數字的に辿らうと思へば、辿られる。

それ程に簡単な例示を、季節的勞力吸引の點で、試みることは、不可能である。此の方には、所謂資料が、先づ無い故に。けれども、所謂資料とて、それ自體としては、経験の一特殊、断片に過ぎぬことに鑑みれば、これと一應は同等の權利を有つ筈の、参考材料は、此の場合にも有る。即ち、例へば、岡山縣廳の某氏が、自己永年の経験に基いて、確言してゐる、龜の「三郡の、此處 七、八年間、年毎に、郡外から請入れてゐる臨時雇ひ數は、概ね、一萬五千人以上と、押さへられよう」と。勿論、斯かる資料は、資料的價値の零に近いものである。然し、實は、同氏が、昭和五年以來、岡山縣内務部及び學務部、社會事業協會、縣農會等の共同で試み來つた事業、通稱、蘭刈人夫斡旋事業と云ふのに於ける、中堅人物であつた事實を考慮すれば、かの概算を、全くの出鱗目と判断できる理由は、一般には無い。或は又、岡山縣で通稱されててゐるところに依れば、蘭草栽培に要する勞力及び肥料は、各々、稻作の場合の、五倍量に達し、そのために、蘭草を一反作付すれば、普通延 15 人の蘭刈人夫を、一町作付すれば延 100 人の蘭刈人夫を、雇傭しなければならぬさうだがこのことと、他方、龜の三郡に於ける蘭草作付反別が、昭和十五年收穫分 2556.41 町(岡山縣全體では 3682.97 町)、昭和十六年收穫分でも、——此の分は、作付統制を受けてゐる——1478.73 町(縣全體では 2047.67 町)と有る如く、例年大量に昇つたことを、併せ考へれば、敍上の數ぐらゐは、蘭草栽培農家だけでも吸引してゐたのかも知れぬといふやうな請け取方も、一應はできる。何故なら、岡山縣内には全體としても、農業日傭や季節傭を出す農家が、3000 戶も有る年は先づ無いことは、矢張り、周知に屬しようから。

左様なわけで、冒頭の通説には、寧ろ、十分の事實根據が有るとさへ、見做されてよい。けれども、そのことは、言及する迄も無く、其の通説が、此の事實根據の眞實性に關する正確な認識を裏付けとして有つてゐることを、必しも意味しない。反対に、恐らくは、全くの誤解の上に成立つてゐることを物語るのかも知れぬであらう。何故かと言ふに、不知には誤謬の無いに引き代へ、知には誤謬が寧ろ、附き物でさへあるではないか。

斯かる憂ひが問題とされねばならぬ所以は、就中、以下二項に述べられる如き事情と結び付く。第一に、目下に於いては、例へば、機械資材や石油や傭人の顯著な不足、乃至、それらの代價の著しい昂騰といふことが一般的であり、その限り、それらのものへの依存度の比較的大きい農家は、比較的小さい農家より、一應、より鮮明に、困窮を表明してゐるが、そのために前者に於ける労力乃至資材の不足は、特別姦しく、喧傳され易い。その傾向は、岡山縣下の例にも、當て候る。即ち其處の、敍上三郡に多い雇傭労力吸引農家の困窮などは、それらへの労力供出者と見做されてゐるところの、香川縣下の過小農家や岡山縣北部山間地帶の諸農家の目下の困窮より、より切實なものやうに、兎角、扱はれがちのやうである。然るに、此の對比は、勿論、しかし簡単な判定を受くべきものか、どうか、疑問である。例へば、香川縣の労力供出農家は、成る程、今や、岡山縣下まで、移動労働しなくとも、より割の良い賃銀收入の機會を持つやうになつたのかも知れぬが、或は反対に、今や、自己の狭隘な耕地を守るために手一杯となつて、嘗つての如き、出稼ぎに依る家計補充の途をさへ失ひつゝあるのかも知れない。若し後の場合の如きであるならば、國の要請上よりも、農家自身の生活上よりも、なかなかに、香川縣側の事態こそが、遙かに、切實であらうし、よき指導を俟つこと切であらう。第二には、第一と關聯して、例へば、岡山側の労力吸引農家の如きは、比較的鮮明に、自己の發展姿態を變轉させつゝあるであらうし、未來には、尙、その傾向を濃化するであらう。此の際、斯かる發展の仕方は、いはゞ、狀態に於ける自然と呼ばるべき性格に貫かれてゐるであらうけれど、固より、必しも合則的ではなく、況して、目下の國の要請に應へ得る如き性格のものか、どうかは、大いに疑はしい。それ故、多少共、責任有る指導の試みらるべきは、當然乍ら、指導行爲の前提たるべき、正確な認識が、未だ、顯在してゐない。

斯かる経緯に鑑みてのことだと考へられるのであるが、兎も角、昭和十八年一月、我々は、會命を受けて、肩頭の通説の事實根據を調査するため、豫め與へられた調査客體、岡山縣御津郡今村新屋敷農事實行組合、及び、香川縣香川郡池西村中蓮並びに西之原兩農事實行組合に赴いた。そして前者に於いて、約一週日、後の二者に於いて、約十日間、戸別聞取、その他に依る調査を試みた。其の結果が纏められて、乃ち本報告書と成るわけなのであるが、これは、目次の既に暗示してゐる如く、必ずや、その本來の目的とは甚しく駆け離れた内容のもの、換言すれば、雜駁な農事資料の單なる羅列的集成に、終始するであらう。と言ふ謂は、本報告書作成責任者たる我々自身が、敢て、然か爲るつもりだといふことを意味する。

此のことは、勿論然るべき理由に基くのであつて、少く共、我々自身に依つては、致し方ない成行だと、思はれてゐる。けれ共、同時に、兎も角も、極めて無價値な、避けられる場合なら避けるべき態度であるには相違ない。だから、我々は、我々が何故、そのやうな態度を選ばざるを得ぬかについて、多少共、他の参考になりさうな事項のみを、若干記してをきたいと思ふ。

其の際、先づ採り挙げられる問題は、我々の調査對象と調査客體との、小さからざる喰ひ違ひといふことである。これは、如何なる事情を指すかと言へば、；——我々の調査對象は、それが、既述の如き、比較的漠然たる調査目的との關聯を持するためには、要するに、岡山縣下の季節的労力

吸引現象であらねばならぬに對し、他方、左様な對象の對象性を把握するための媒介契機として選ばれた筈の調査客體、即ち、新屋敷、中蓮、西之原、三實行組合の諸農家は、此の意味のものとしては、頗る不適正であつた。之を新屋敷について見れば、此處には、蘭草を栽培しないで而も雇傭労力を吸引してゐるやうな農家は一戸も無かつたけれども、かの現象そのものは、即に冒頭で示唆された如く、事實に於いて、蘭草栽培農家のみならず、亦、蘭草栽培には無關係な所謂大規模米麥作農家をも、相當な比重に於いてその構成要素としてをり、他方、それら二要素が、緊密な關聯を以て、現象全體を規制してゐる。例へば、米麥作農家に於いて、春季ならば、6月中下旬乃至7月上旬頃、秋季ならば、11月中下旬乃至12月上旬頃、雇傭された揚句、引續いて、蘭草栽培農家へ移る労働者が、從來相當有つたことは事實だし、又例へば、左様な移動労働者と蘭草栽培農家との關係乃至連絡を仲介する者の一部が、敍上の如き米麥作農家であつたことも、事實である。又、それら米麥作農家の雇傭労力使役期間や時期が、天候に依り甚しく唐突な變化を來たす結果——といふ謂は、岡山縣の大規模米麥作農家に於ける作業行程に對し、耕起作業の豫定時期に、晴天であるか、雨天であるかといふことが、どれ程、大きな影響を及ぼすものかを檢べれば、理解できる。——蘭草栽培農家側でも、さらでだに、氣まぐれな労力需要姿態を、厭が上に、暴君的たらしめた實例も確かに有る。そのやうな實例が幾多も知られてゐる限り、且亦、當然有つて然るべきことと考へられる限り、新屋敷の農家に關する調査のみを以て、かの現象全體を追究しようと試みることは、かりにできても、差し控へらるべきである。然し、さうであれば、寧ろ、新屋敷の諸農家の與へる資料を媒介として、素直に、蘭草栽培農家の労力吸引事情を追究すれば、よからうではないか。我々も、實は然う考へたが、此處にもやはり、同じ由來の障害や、一層手剛い障害が横つてゐる。それらのうち、同じ由來の障害と見做さるべきものは、左様な見地に立つ我々にとつて、香川側の諸農家が、一向に役立つてくれないと云ふことである。斯く記す意味は、我々の調査客體の中に、蘭草栽培農家への労力を提供してきた農家が無いといふのでは、決して無い。何故なら、香川側の兩部落を通じると事實、二人の農家戸主が、八、九年前、蘭刈及び田植に、岡山縣下へ出稼ぎしてをり、別の農家戸主二人が、昭和十六年と十七年に、やはり、蘭刈と田植に出てをり、更に別の農家戸主一人は、自分の長男を、目下は戰線に送つてゐるが、出征前、二ヶ年續けて、蘭刈に出したといふ状況であつたのだからである。其の上、それらの諸農家は、我々の推測に依れば、恐らくは、一般に、岡山縣下へ季節働きに出る香川縣下諸農家を代表する如き性格を備へてゐるものとさへ見做されるであらう。その限り、我々の見地にとつても、それらは、寧ろ、大いに参考となる。それにも拘はらず、我々はやはり、それらが一向に役立つてくれぬと、愚痴る。此の理由は、實のところ、蘭草栽培農家の請入れる雇傭労働者群に位して、それら諸農家の占むべき位置が、二義的のものでなければならぬと判断されるにも拘はらず、確定され得ないといふことに在る。之を端的に言へば、蘭草栽培農家の労力吸引事情を追究するために、労働者側からの手掛りを求めるすれば、第一には、香川縣下の農家ではなく、岡山縣下の諸郡に多い特殊部落の、いろいろの職業者についての調査が必要であり、第二には、岡山縣下の過小農層に關する調査と相即的に、香川縣下の、特

に目安のつけられた地域の過小農家に関する調査が、第三に始めて、我々の調査客體の如きが、採り擧げらるべきであるといふやうに判断される一方、この判断根據を明示することが、資料的には殆んど不可能であるといふ事情に歸する。左様なことを、指すのである。

ついで、採り擧げられる問題は、義に、一層手剛い障害と呼ばれたところのもので、若し、これが無かつたとすれば、我々とも、本篇を、多少共、意味あるものに作り上げるための努力が致せたであらう。何故なら、既述の過程に鑑みても、例へば、新屋敷の諸農家に於ける資料だけを媒介として、換言すれば、労働者側の資料を一應問題外として、蘭草栽培農家の勞力吸引事情を、織めることは、兎も角、できさうだからである。即ち例へば、我々の調査した限りで、蘭草栽培農家の生産構造や、雇傭慣行や、雇傭人員やそれの出身地、職業などや、その他いろいろのことを、或る程度の統一的基礎の上に配列すること、若しくは逆に、それらの中に、兎も角、或る程度の統一的基礎を見付け出すこと、はできさうだからである。けれ共、實は、その際の統一基礎を、多少共、指導の基礎確立に資するに足るものでなければなるまいと考へる我々は、此の途を選び得ない。それと言ふのは一つには、新屋敷に於ける資料が、動態的側面に於いて、乏しく且つ不確實であること、二つには、今村単位に於いても、その他の単位に於いても、蘭草栽培農家を農家一般と區別して取扱つてゐる如き資料が全然獲られなかつたこと。三つには、我々の調査客體が、此の見地に資するものとしては、僅か十戸に過ぎないこと、等、以上要するに、我々の、直接、驅使できる資料が、靜態的側面でも、動態的側面でも、極めて乏しいことに依る。尤より、我々としても、それらの障害を、我々の力で取り除けるわけにはゆかぬものと思ひこそれ、克服できぬものとは思つてゐない。たゞ然し、それを克服するためには、實に繁瑣な、思辯の過程が必要であると考へられ、本報告書の如きに對しては、寧ろ、甚だ不適當な努力が、試みられねばならぬと、思はれる。何故なら、蘭草栽培に關聯して生じる諸事情は、他の農作物一般のそれと著しく異り、例へば、栽培量の僅かな變動が、凡ての部面で顯著な變化を惹起するのに、年毎に、それを栽培する農家も相當變動するし、各農家単位に於ける栽培量も激變するので、何らかの意味に於ける一般的規定を導出することさへ、容易でないからである。

大略、斯様なわけで、我々は、相當期間、迷ひを重ねた揚句、易きに就いた。のみならず、其の相當期間の迷ひ故に派生してきた事務處理上の都合に制約されて、香川縣に於ける諸資料を割愛することに定めた。従つて、我々としては、いろいろの人達に對して、相當、申し譯の無い氣持を抱いてゐるが、一重に、叱責を甘受するのみである。

## 第一章 今村を単位としての諸資料

今村は、岡山市の西南に隣接し、十八箇の部落、十八箇の農業實行組合を以て、構成されており周知の如く、蘭草栽培の最も盛なる處である。

### 一、戸數及人口

(イ) 現在戸數及び現住人口(昭和十七年度)

第一表

戸 数 (産業別)	
農 業	343 戸
工 業	24 戸
商 業	14 戸
公務自由業	31 戸
交 通 業	8 戸
家 事 使 用 人	4 戸
其 他 有 業	103 戸
無 業	3 戸
總 計	533 戸

第二表

人 口	一戸當平均人口		
	男	女	計
1450	1200	2650	$\frac{2650人}{533戸} = 5人弱$

(ロ) 戸数の年次別統計

### 第三表

年次	職業別			合計	農家 總戸数	戸 数	職業別			合計	農家 總戸数
	農家		農業外				農家		農業外		
	戸	明治29年 ヲ100ト シタ場合 ノ指數	戸				戸	明治29年 ヲ100ト シタ場合 ノ指數	戸		
明治29	367	100				9	379	103	103	482	0.79
30	369	101				10	363	99	125	488	0.74
31	370	98				11	365	99	127	492	0.74
32	358	98				12	367	100	131	498	0.74
33	354	99				13	367	100	131	498	0.74
34	379	103				14	359	98	131	490	0.73
35	377	103				昭和1	359	98	133	492	0.73
36	351	96				2	359	98	135	494	0.73
37	349	95				3	349	95	145	494	0.71
38	350	95				4	349	95	144	493	0.71
39	352	96				5	349	95	144	493	0.71
40	382	104				6	349	95	156	505	0.69
41	390	106				7	382	101	129	511	0.75
42	397	108				8	343	93	168	511	0.67
43	412	112				9	337	92	176	513	0.66
44	427	116				10	335	91	189	524	0.64
大正1	373	102				11	335	91	189	524	0.64
2	385	105				12	335	91	—	—	—
3	385	105				13	335	91	189	521	0.64
4	402	110				14	345	94	184	529	0.65
5	405	110				15	346	94	166	512	0.68
6	374	102				16	340	93	172	512	0.66
7	379	103				17	343	93	190	533	0.61
8	379	103	112	491	0.77						

(八) 備考：昭和十七年度夏期調査に依る農業從業者數

#### 第四表

主ニ自家ノ農作業ニ 從事スルモノ		主ニ他ノ農家ニ傭ハレ 農作業ニ從事スルモノ		合計		
専ラ自家ノ農 作業ニ從事ス ルモノ	他ニ仕事ヲ持 ツモノ	農繁期ノミ手 傳フモノ	日傭又ハ季節傭	年雇	男	女
867人	73人	82人	4人	ナシ	509人	517人

三、主 基

第五表

### (村内土地地目別大観)

	耕 地		非 耕 地		總 計
	田	烟	宅 地	山 林 原 野	
	3705.7 反	36 反	278.3 反	0	4020 反

### 三、人と土地との關係（以後に於ける耕地面積中には、本村民の關係せる耕地なる限り、村外に在るものも含まれる）

(イ) 本村民の耕地所有規模別構成の詳細及動態

### 第六表

## (四) 農家と土地との關係

1、農家全體の土地利用度を表示せるものとしての、一、二毛作別耕地面積の靜態及び動態

第七表

年 次	區 分	耕 地 面 積			區 分	耕 地 面 積			
		利 用 度		合 計		利 用 度		合 計	
		二毛以上	二 毛			二毛以上	二 毛		
烟ノミ	田	田	田	烟ノミ	田	田	田	田	
明治29	29	反	1,174	2,862	反	31	2,403	1,615	
30	30	887	3,178	4,095	10	31	2,593	1,425	
31	35	823	3,213	4,071	11	32	2,403	1,615	
32	30	1,045	3,020	4,095	12	33	2,413	1,593	
33	30	1,045	3,020	4,095	13	33	2,425	1,581	
34	30	1,215	2,820	4,095	14	33	2,343	1,763	
35	38	1,195	2,564	4,097	昭和1	33	2,372	1,629	
36	38	1,420	2,639	4,097	2	33	2,361	1,643	
37	15	993	3,043	4,051	3	33	2,668	1,336	
38	15	980	3,050	4,045	4	48	2,555	1,419	
39	17	1,400	2,645	4,045	5	45	2,555	1,420	
40	27	1,570	2,480	4,077	6	35	2,552	1,420	
41	27	1,536	2,504	4,067	7	35	2,547	1,100	
42	23	1,536	2,504	4,063	8	35	2,542	1,400	
43	28	1,364	2,674	4,066	9	36	2,999	933	
44	28	1,364	2,671	4,063	10	36	2,715	1,211	
大正1	27	2,254	1,782	4,063	11	36	2,758	1,165	
2	27	2,179	1,857	4,063	12	36	2,874	1,049	
3	27	2,126	1,908	4,061	13	36	2,825	1,095	
4	27	2,315	1,719	4,061	14	36	3,576	356	
5	29	2,344	1,669	4,042	15	36	3,399	513	
6	31	2,580	1,438	4,049	16	36	3,854	290	
7	31	2,511	1,507	4,049	17	36	3,854	290	
8	31	2,611	1,407	4,049				4,180	

## 2、農家集團の耕作規模別構成の靜態と動態

第八表

大正1	戸 数						合計	戸 数						合計
	五 反 未 満	五 反 以 上	一 町 以 上	二 町 以 上	三 町 以 上	五 町 以 上		五 反 未 満	五 反 以 上	一 町 以 上	二 町 以 上	三 町 以 上	五 町 以 上	
2	59	117	185	12	—	—	373	昭和3	56	109	175	7	2	— 349
3	58	122	192	13	—	—	385	4	56	109	175	7	2	— 349
4	121	123	126	15	—	—	385	5	56	109	175	7	2	— 349
5	78	143	166	15	—	—	402	6	56	109	175	7	2	— 349
6	70	133	186	16	—	—	405	7	59	122	192	9	—	— 382
7	65	121	172	16	—	—	374	8	55	111	158	19	—	— 345
8	66	126	170	17	—	—	379	9	38	96	183	19	1	— 337
9	75	114	174	18	—	—	379	10	36	91	191	16	1	— 335
10	50	147	177	15	—	—	379	11	36	91	191	16	1	— 335
11	46	110	191	15	1	—	363	12	—	—	—	—	—	—
12	46	112	191	15	1	—	365	13	48	79	188	18	2	— 335
13	46	112	192	16	1	—	367	14	44	76	208	14	2	— 345
14	43	113	194	16	1	—	367	15	55	69	216	6	—	— 346
昭和1	47	139	164	9	—	—	359	16	50	78	183	25	4	— 340
2	46	140	164	9	—	—	359	17	51	78	183	23	8	— 343

## 3. 農家集團の土地所有状況に関する参考資料

## A. 耕地の自小作別分類の静態と動態

第九表

年次	地目	自作分		小作分		全體=對スル 自作分ノ割合		年次	地目	自作分		小作分		全體=對スル 自作分ノ割合		年次	地目	自作分		小作分		全體=對スル 自作分ノ割合	
		田	反	田	反	田	反		田	反	田	反	田	反	田	反		田	反	田	反	田	反
大正1	田	1,695	2,341					昭和9	田	2,188	1,818					昭和13	田	1,990	1,942				
	烟	12	15						田	25	8						田	27	9				
	計	1,707	2,356	1707	= 0.42				計	2,213	1,826	2213	= 0.55				計	2,017	1,951	2017	= 0.51		
2	田	1,705	2,331					1	田	2,194	1,812					田	1,990	1,936					
	烟	12	15						田	25	8						烟	27	10				
	計	1,717	2,346	1717	= 0.42				計	2,219	1,820	2219	= 0.55				計	2,017	1,946	2017	= 0.51		
3	田	1,943	2,091					田	2,188	1,818					田	1,990	1,933						
	烟	20	7						田	25	8					烟	26	10					
	計	1,963	2,098	1963	= 0.48				計	2,213	1,826	2213	= 0.55			計	2,016	1,943	2016	= 0.51			
4	田	1,944	2,090					田	2,188	1,816					田	1,990	1,932						
	烟	20	7						田	25	8					烟	26	11					
	計	1,964	2,097	1964	= 0.48				計	2,213	1,824	2213	= 0.55			計	2,015	1,943	2015	= 0.51			
5	田	1,969	2,044					田	2,188	1,816					田	1,990	1,932						
	烟	20	9						田	25	8					烟	26	11					
	計	1,989	2,053	1989	= 0.49				計	2,213	1,821	2213	= 0.55			計	2,015	1,943	2015	= 0.51			
6	田	1,947	2,071					田	2,217	1,788					田	1,861	2,052						
	烟	20	11						田	25	8					烟	26	11					
	計	1,967	2,082	1967	= 0.49				計	2,142	1,796	2142	= 0.56			計	1,886	2,063	1886	= 0.48			
7	田	1,935	2,083					田	1,877	2,07					田	1,860	2,051						
	烟	20	11						田	32	16					烟	28	8					
	計	1,955	2,091	1955	= 0.48				計	1,909	2,113	1909	= 0.47			計	1,888	2,059	1888	= 0.48			
8	田	2,034	1,984					田	1,877	2,098					田	1,981	2,199						
	烟	22	9						田	26	9					烟	42	8					
	計	2,056	1,993	2356	= 0.51				計	1,903	2,107	1903	= 0.45			計	2,023	2,207	2023	= 0.48			
9	田	2,115	1,903					田	1,875	2,097					田	1,981	2,216						
	烟	22	9						田	26	9					烟	42	8					
	計	2,137	1,912	2137	= 0.53				計	1,901	2,106	1901	= 0.45			計	2,023	2,224	2023	= 0.48			
10	田	2,105	1,913					田	1,862	2,085					田	1,981	2,216						
	烟	22	9						田	26	9					烟	42	8					
	計	2,127	1,922	2127	= 0.53				計	1,888	2,094	1888	= 0.47			計	2,023	2,224	2023	= 0.48			
11	田	2,125	1,878					田	1,875	2,061					田	1,981	2,216						
	烟	25	9						田	27	9					烟	42	8					
	計	2,151	1,887	2151	= 0.53				計	1,902	2,070	1902	= 0.48			計	2,023	2,224	2023	= 0.48			

## B. 農家集團の自小作別分類の静態と動態

第十表

年次別	總農家戸數	内 講			年次別	總農家戸數	内 講		
		自作農家	小作農家	自作兼 小作農家			自作農家	小作農家	自作兼 小作農家
大正1	373	95	143	135	昭和3	349	99	86	164
2	385	97	151	137	4	349	99	86	164
3	385	116	119	150	5	349	99	86	164
4	402	107	120	175	6	349	99	86	164
5	405	108	120	177	7	332	111	94	177
6	374	104	103	167	8	343	97	84	162
7	379	104	1						

## 4. 農家集団の專業兼業別構成

## A. 年次別静態とその累年動態

第十二表

年次別	農家戸數合計	内 謂		年次別	農家戸數合計	内 謂	
		專業農家	兼業農家			專業農家	兼業農家
大正 8	379	333	46	昭和 6	349	324	25
9	379	333	46	7	382	355	27
10	363	310	53	8	343	323	20
11	365	310	55	9	337	306	31
12	367	313	54	10	335	293	42
13	367	315	52	11	335	293	42
14	359	316	43	12	—	—	—
昭和 1	359	316	43	13	335	295	40
2	359	316	43	14	355	299	56
3	349	324	25	15	346	310	36
4	319	324	25	16	340	310	30
5	349	424	25	17	343	310	33

## B. 昭和十七年度に於ける兼業農家群の兼業種類別分類表

第十三表

総戸数 33戸	自ラ産業ヲ營ムモノ			賃労働ヲ營ムモノ			
	漁業	商業	小計	交通業	大工業	職員勤務	小計
	2戸	13戸	15戸	9戸	1戸	8戸	18戸

## 四、農家の役畜、農機具所有状況

## (イ) 役畜所有状況の變遷

第十四表

内 年 次 別	耕作用牛馬頭數		合	内 年 次 別	耕作用牛馬頭數		合
	牛	馬			牛	馬	
大正元年	179	11	190	昭和 3	164	35	199
2	176	15	191	4	162	18	180
3	177	15	192	5	169	25	194
4	167	24	191	6	131	25	156
5	174	20	194	7	126	43	169
6	169	20	189	8	141	41	182
7	159	31	190	9	113	50	163
8	159	22	181	10	121	47	168
9	168	31	199	11	121	47	168
10	197	32	229	12	—	—	—
11	194	31	225	13	121	36	157
12	269	32	301	14	96	34	130
13	188	42	230	15	55	31	86
14	168	48	216	16	60	30	90
昭和元年	134	52	186	17	92	28	120
2	151	46	197				

## 2. 昭和十七年度の静態

第十五表

牛		馬	
飼育戸数	飼育頭数	飼育戸数	飼育頭数
92 戸	92 頭	28 戸	28 頭

## (口) 主なる農機具所有状況の變遷

## 1、農用石油發動機

第十六表

年次	共同有臺數				個人有臺數				共同有個人有合計馬力數	
	五馬力以上ノ臺數	三馬力以上ノ臺數	三馬力未満ノ臺數	計	同上ニスル共同總人員	五馬力以上ノ臺數	三馬力以上ノ臺數	三馬力未満ノ臺數	計	共同有個人有合計馬力數
昭和2年	—	—	21	21	49	—	1	59	60	180
3	—	—	23	23	55	—	2	129	131	314
4	—	—	25	25	57	—	2	132	134	322
5	—	—	25	25	57	—	2	132	134	322
6	—	—	25	25	57	—	2	132	134	322
7	—	—	25	25	57	—	2	132	134	258
8	—	3	22	25	59	—	1	136	137	258
9	—	—	37	27	63	—	3	155	158	386
10	—	4	36	40	98	—	6	155	161	440.5
11	—	4	36	40	98	—	6	155	161	440.5
12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	1	11	25	37	87	—	34	193	227	751
14	—	6	22	28	25	—	32	206	238	767
15	—	2	3	5	15	—	125	209	334	1,070
16	—	7	9	16	35	—	84	222	306	839
17	—	7	9	16	35	—	97	228	325	850

## 2、電動機

第十七表

年次別	共同有			個人有			
	二馬力以上臺數	二分ノ一馬力以上臺數	計	二馬力以上臺數	二分ノ一馬力以上臺數	四分ノ一馬力以上臺數	計
昭和6	1	1	2	93	—	1	—
7	1	1	2	93	1	4	—
8	1	1	2	146	1	4	—
9	2	1	3	252	1	8	1
10	3	3	6	252	1	7	10
11	3	3	6	252	1	7	10
12	—	—	—	—	—	—	—
13	3	3	6	245	1	12	20
14	3	2	5	245	2	13	21
15	3	2	5	205	2	13	20
16	4	2	6	130	2	13	35
17	1	2	3	—	5	5	10

## 3、農用動力連結機

第十八表

年次別	揚水機	脱穀器	撰別器	稲搗機	精白器	豆粕切機	耕耘機	花蓮織機
昭和2	—	81	85	85	43	—	—	—
3	—	110	10	135	75	—	—	—
4	—	144	135	137	77	—	—	—
5	—	144	135	137	77	—	—	—
6	—	144	135	137	77	—	—	—
7	—	144	135	137	77	—	—	—
8	—	150	56	137	90	—	—	—
9	—	18	65	101	67	48	—	—
10	—	183	50	95	60	32	—	—
11	—	183	50	95	60	32	—	—
12	—	—	—	—	—	—	—	—
13	250	195	—	33	製粉器140	—	42	35
14	235	196	—	22	製粉器138	—	83	30
15	240	201	—	25	製粉器140	—	87	29
16	230	230	—	30	製粉器142	—	140	29
17	224	228	—	20	13	—	145	36

## (ハ) 参考のための附言

本村の耕地全體は凡そ二百六十年以前に埋立開墾されたるものなれば、別しての土地改良工事を施されたことなけれども、平坦にして、區劃も、整然たり。加之、水利極めて良く、到る處横縦に交錯せる約一間幅の水路は、灌排水上のみならず、亦、運搬上にも便益するところ、甚だ大なること、例せば、各農家共、概ね、明治年代より引續き、小舟一艘を有し居るが如きに、推察せらる。

## 五、生産概況

(イ) 主要生産物各の年次別総生産高及總價額

第十九表

年次	米		麥		蘭草		疊表		莢蕓及花蓮	
	生産額	總價額	生產額	總價額	生產額	總價額	生產額	總價額	生產額	總價額
大正 1	8,716	183,600	312	4,064	286,497	79,583	51,300	13,851	1,000	—
2	10,816	217,295	1,106	9,877	212,271	73,180	51,850	15,330	50	235
3	10,883	130,855	1,016	8,554	248,688	64,857	52,050	11,972	51	227
4	8,695	114,283	1,748	18,310	218,832	64,627	52,200	15,660	45	216
5	11,070	167,574	1,492	12,758	286,251	153,777	138,190	55,562	40	220
6	9,454	207,988	1,300	19,274	431,685	162,027	124,700	56,480	40	296
7	9,252	301,592	2,639	55,074	256,040	171,911	11,900	77,350	10	110
8	12,22	648,957	1,770	43,068	231,288	187,541	120,800	126,840	10	130
9	10,810	325,645	6,614	29,564	264,600	132,300	118,000	82,400	20	246
10	10,192	370,044	1,333	22,336	263,692	335,608	122,000	97,600	22	308
11	10,238	273,834	2,185	33,570	317,900	254,650	123,000	98,400	20	320
12	9,587	336,079	1,256	19,693	366,960	256,872	48,520	45,919	36	432
13	10,370	415,337	711	10,943	460,350	253,192	49,650	32,272	230	2,700
14	9,803	367,894	1,106	30,286	374,640	149,856	52,890	31,734	250	2,600
昭和 1	9,503	315,580	1,408	24,088	364,100	163,874	53,260	39,915	3,580	27,921
2	10,345	310,339	1,504	26,696	382,582	181,930	51,520	38,164	2,850	22,800
3	9,572	260,299	1,971	27,000	401,650	200,825	59,535	41,374	1,821	14,597
4	9,199	225,252	1,742	18,639	465,300	279,180	56,980	25,641	1,428	8,568
5	11,111	267,665	1,401	3,721	383,625	134,258	51,625	19,617	838	3,771
6	7,780	184,400	501	17,567	238,800	86,640	53,205	22,346	916	4,550
7	10,571	250,238	1,737	19,185	373,950	168,277	—	—	—	—
8	11,285	232,390	1,419	24,830	415,500	199,440	58,500	26,325	1,830	11,100
9	8,978	234,370	2,063	21,245	490,590	196,236	97,810	53,795	6,250	43,750
10	10,482	305,253	2,035	43,967	391,230	156,192	97,000	48,500	6,000	42,000
11	10,351	306,286	2,481	59,928	278,400	167,010	95,000	61,750	5,000	42,500
12	10,142	324,058	2,701	60,755	417,000	250,200	96,500	67,550	6,000	54,000
13	11,029	377,026	2,902	92,898	417,600	313,200	92,000	68,200	4,000	40,000
14	10,373	458,767	2,948	—	450,296	577,782	96,500	106,150	4,200	54,600
15	9,885	420,228	—	—	—	88,600	113,180	5,400	97,200	—
16	—	—	3,409	—	282,048	—	—	—	—	—

(ロ) 主要農作物各の年次別作付反別

第二十表

年次	米			麥			蘭草	年次	米			麥			蘭草	
	梗	糯	計	大麥	裸麥	小麥			梗	糯	計	大麥	裸麥	小麥		
明治 29	3735	330	4065	反	—	318	28	346	732	大正 8	3745	198	3943	13	29	1138 1142 838
30	3740	325	4065	25	119	31	175	551	9	3750	198	3948	12	287	1135 1434 882	
31	3740	325	4065	—	357	35	392	398	10	3712	204	3916	10	387	934 1331 922	
32	3740	325	4065	32	393	43	468	376	11	3660	282	3942	80	355	850 1213 1100	
33	3740	325	4065	27	210	45	282	639	12	3772	232	4004	15	246	928 1189 1320	
34	3556	509	4065	30	75	30	135	1004	13	3782	224	4006	42	131	396 569 1674	
35	3740	325	4065	30	115	35	180	1267	14	3771	235	4006	38	226	624 888 1338	
36	3733	321	4059	21	65	58	144	704	昭和 1	3696	310	4006	48	20	691 1065 1324	
37	3735	321	4036	—	—	—	—	400	2	3681	323	4004	3	101	613 717 1352	
38	3735	321	4036	130	230	90	450	—	3	3684	320	4004	7	86	794 887 1385	
39	3695	350	4045	100	260	95	455	—	4	3570	334	3904	12	103	889 914 1551	
40	3695	350	4045	90	230	85	405	—	5	3559	345	3904	15	107	921 1043 1385	
41	3694	284	4042	40	220	70	330	916	6	3576	349	3925	12	195	1037 1244 1213	
42	3682	360	4042	40	200	60	300	739	7	3565	357	3932	13	102	1055 1170 1385	
43	3680	358	4038	30	160	60	250	966	8	3632	174	3806	11	95	1163 1269 1662	
44	3785	250	4035	20	205	100	325	1059	9	3661	134	3795	4	80	1098 1182 1817	
大正 1	3790	245	4035	20	230	130	380	1179	10	3616	148	3764	25	75	1166 1266 1449	
2	3800	230	4036	195	433	530	1158	997	11	3564	177	3741	25	70	1399 1504 1160	
3	3843	192	4035	58	465	626	1149	942	12	3622	179	3801	34	761	174 1390	
4	3725	238	3963	13	401	959	1173	864	13	36						

## (ハ) 米、麥、蘭草、各の年次的反當收量

但し、蘭草については、加工部門に費消されし部分の除外されるため、且は、その複雑な規格別の無視されあるため、特に、参考程度以上の信頼を置くべからず。

第二十一表

年次	米			麥				蘭草
	粳	糯	平均	大麥	裸麥	小麥	平均	
大正 1	2.15	2.30	2.23	石 0.80	石 0.83	石 0.80	石 0.81	貢 213
2	2.68	2.64	2.66	0.90	0.95	0.98	0.94	243
3	2.70	2.68	2.69	0.91	0.75	1.00	0.89	264
4	2.20	2.10	2.15	1.62	1.27	1.27	1.39	264
5	2.81	2.65	2.73	1.20	1.00	1.20	1.13	301
6	2.40	2.35	2.38	1.20	1.10	1.30	1.20	295
7	2.35	2.25	2.30	1.60	1.42	1.84	1.62	296
8	3.11	2.83	3.00	2.00	1.30	1.20	1.50	276
9	2.74	2.72	2.73	1.83	1.20	1.10	1.38	300
10	2.60	2.56	2.58	1.20	1.00	1.00	1.07	286
11	2.60	2.56	2.58	2.00	1.80	1.80	1.87	289
12	2.40	2.30	2.35	1.45	1.25	1.05	1.25	278
13	2.60	2.40	2.50	1.40	1.20	1.25	1.28	275
14	2.45	2.40	2.43	2.00	1.56	1.57	1.71	280
昭和 1	2.38	2.30	2.34	1.72	1.61	1.62	1.65	275
2	2.67	2.53	2.60	2.13	1.79	2.04	1.99	233
3	2.39	2.32	2.36	1.97	1.61	1.75	1.78	270
4	2.36	2.24	2.30	1.94	1.59	1.75	1.76	300
5	2.85	2.61	2.71	1.86	1.45	1.32	1.54	275
6	2.00	1.80	1.90	1.54	0.53	0.36	0.81	238
7	2.71	2.55	2.63	1.86	1.53	1.51	1.63	270
8	2.96	3.01	2.99	1.55	1.30	1.10	1.32	250
9	2.36	2.34	2.35	2.00	1.80	1.74	1.85	270
10	2.78	2.87	2.83	2.00	1.60	1.60	1.73	270
11	2.77	2.63	2.70	1.80	1.60	1.65	1.68	310
12	2.66	2.71	2.69	1.75	1.58	1.59	1.64	300
13	2.89	2.94	2.92	2.20	1.30	1.60	1.70	290
14	2.71	2.95	2.83	2.00	1.50	1.60	1.70	380
15	2.60	2.65	2.63	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—	—	—	287

## (二) 米、麥、蘭草、各の年次別反當粗收入

但し書は前項に準す。米、麥に付いても同要領なり。

第二十二表

年次	米	麥	蘭草	年次	米	麥	蘭草
大正 1	圓 45.51	圓 10.70	圓 67.04	昭和 1	圓 78.82	圓 22.62	圓 123.92
2	53.71	8.53	73.31	2	77.51	37.31	134.56
3	32.43	7.44	68.85	3	65.01	32.35	145.00
4	28.80	15.61	74.79	4	57.69	29.32	180.00
5	40.23	9.95	161.70	5	68.59	17.87	96.24
6	52.07	18.85	110.70	6	46.97	29.99	71.42
7	90.18	35.79	197.70	7	63.80	15.01	121.49
8	164.59	37.71	223.70	8	61.06	9.03	120.00
9	82.48	20.62	150.00	9	61.76	21.00	108.00
10	94.49	16.78	364.00	10	81.09	20.62	108.00
11	69.46	27.67	231.50	11	81.87	29.23	144.00
12	83.90	16.56	194.60	12	85.26	35.38	180.00
13	136.79	19.24	151.24	13	99.19	33.27	217.50
14	91.83	34.11	112.00	14	120.86	50.46	395.19

(ホ) 参考; —— 米、麥各の単位當價格の變遷は以下の如けれども、蘭草については、その規格の複雑なるため、適確資料の蒐集乃至作成不可能なり

第二十三表

年 次	米		麥		
	梗石當價格	糯石當價格	大麥石當價格	裸麥石當價格	小麥石當價格
大正 1	圓 21.00	圓 22.00	圓 7.00	圓 13.00	圓 14.00
2	20.00	21.50	5.00	8.00	11.00
3	12.00	12.50	4.00	7.50	12.10
4	13.00	15.50	6.00	7.00	12.00
5	15.00	17.00	4.06	6.00	9.20
6	24.00	25.00	9.00	14.00	15.00
7	39.00	41.00	14.00	18.00	22.00
8	53.00	55.00	15.00	26.00	25.00
9	30.00	32.50	10.00	20.00	18.00
10	36.00	42.00	9.00	14.00	18.00
11	28.25	26.50	11.50	15.50	17.00
12	32.50	31.00	11.00	17.00	16.50
13	42.50	41.50	12.50	21.00	20.00
14	37.50	38.00	14.00	23.00	22.00
昭和 1	33.00	35.50	10.30	15.00	19.00
2	29.00	31.00	9.10	14.00	17.60
3	28.00	30.50	9.00	13.00	16.50
4	24.00	30.00	8.90	13.50	15.80
5	15.00	15.00	5.50	7.50	7.50
6	23.50	26.00	4.25	7.70	11.00
7	23.50	25.50	6.50	9.80	15.00
8	20.50	22.50	7.00	12.00	13.00
9	26.00	29.00	7.00	12.00	13.00
10	29.00	32.00	9.00	15.00	19.06
11	29.50	31.50	9.00	15.00	23.75
12	32.00	31.00	13.00	17.00	22.00
13	34.00	38.00	13.00	22.00	27.00
14	43.67	51.83	17.10	29.46	31.70
15	42.00	48.00	—	—	—

(ヘ) 参考附言; —— 蘭草を栽培せる農家數並びに蘭草加工に從事せる農家數等に關しては資料皆無なり。

## 六、民度に關する参考資料の一つとして第二十四表を記載す

第二十四表（農家戸主の教育程度）

年 次	程 度	農事講習會又ハ之ニ准スペキモノニ於テ講習ヲ受ケタルモノ			合 計
		小學校程度	中學校程度	大學校程度	
大正 8	人	1	—	—	人 22 23
9	—	1	—	—	22 23
10	—	1	—	—	22 23
11	—	1	—	—	22 23
12	—	1	—	—	26 27
13	—	1	—	—	26 27
14	6	1	—	—	30 37
昭和 1	6	1	—	—	30 37
2	6	1	—	—	30 37
3	75	1	—	—	30 106
4	83	1	—	—	30 114
5	88	2	—	—	30 120
6	92	2	—	—	30 122
7	96	2	—	—	30 128
8	101	2	—	—	30 133
9	107	2	—	—	30 139
10	113	2	—	—	30 145
11	118	2	—	—	30 150
12	—	—	—	—	—
13	118	2	—	—	30 150
14	124	2	—	—	30 156
15	135	3	—	—	30 168
16	147	3	—	—	32 182
17	147	3	—	—	32 182

## 第二章 新屋敷農事実行組合に於ける諸資料

今村の一部落としての新屋敷には、總戸数 17 戸が包括されてゐるが、此のうちの二戸は、名目上の專業工業家、實質上の隸細加工業者と工務從業員で、兎も角、農業とは無關係である。だから農事実行組合としての新屋敷は、十五戸の農業を以て、構成されてゐる。これらの農家について、いろいろの事項を見ること、それを、本章の主眼とする。

### 一、農家別家族の構成……昭和十七年度に於けるもの、常識的判定に依る。

第二十五表

農家番號及比 戸主年齢( )		1 (70)		2 (41)		3 (37)		4 (43)		5 (48)		6 (22)		7 (41)		8 (39)		
在不在 別、性別、 年齢別、 家族總員 数	在不在別 性別 年齢別	在	不	在	不	在	不	在	不	在	不	在	不	在	不	在	不	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
16 - 21		1	1	1				1	1	1	1			1				
22 - 42			1	1		1		1	2	1	1			1	1	1	1	
43 - 61	1	1				1			1			1		1		1	1	
62 - 80	1	1							2		1							
81 以上																		
1 - 7		1	1									1						
8 - 11	2		1		1		1	1						1				
12 - 15	2		1		1			1					1		1			
農家戸主ノ判定ニ依ル 家族内農業從事者從業 日數延合計(昭和十七 年)		1130	600	200	1500	850	0	150	665									
家格、血縁、ソノ 他、著シク注意ニ 値スル事項ノ摘錄 欄		1 カ52年 前、北部 山間ヨリ 移住、目 下ハ、長 男が組合 長ヲ務メ アリ	1 ノ二男	1 ノ長女	部落第一 ノ舊家、 所有且不 耕作、從 業手傳ヲ 主トス	4 ノ父ノ 兄ノ次 男、6 ノ 耕地ヲモ 分割シテ 經營中	5 ノ兄ノ 長男、目 下應召中 昭和十七 年度ハ不 耕	4 ノ父ノ 妹ノ長男 目下在紳 戸	舊家、耕 地所有概 況、著シ ク變遷									

第二十五表(つづき)

農家番號及比 戸主年齢( )		9 (36)	10 (62)	11 (43)	12 (43)	13 (38)	14 (49)	15 (24)	在不在			
年齢別	在不在別	在	不	在	不	在	不	在	不	在	不	
	性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
在不在	16 - 21							1			1	
別、年齢	22 - 42	1	1	2	3	1		1	1	1	1	
別、家族	43 - 61				1	1				1	1	
總員數	62 - 80			1								
	81 以上											
	1 - 7	1	1		1	1		1				
	8 - 11	2			1	1		1				
	12 - 15				1	1		1				
農家戸主ノ判定ニ依ル 家族内農業從事者從業 日數延合計(昭和十七 年)		300	840	450	450	500	720	650				
家格、血縁、ソノ 他、著シク注意ニ 値スル事項ノ摘錄 欄		8 ノ弟ニ テ、10年 前分家、 元來工具 ナルモ、 日下應召 中	六代以上 ノ舊家、 耕地關係 ニハ殆シ F變化ナ ケレド、 加工部門 ヲ分業的 ニ取入レ テキル	二十年前 婚入、當 時カラ耕 地所有狀 況變化ナ シ	六年前他 部落ヨリ 分家移住	舊 家	14、15 ノ兩者ハ、叔 父、甥ノ關係ニシテ、 家財產ヲ別ニスルモ、 共同經營ヲナシ、純益 ヲ勞力割ニ分配ス					

註、共同作業ニ依ル労力ノ出入ハ、本表ニ於イテハ無視サレ、即チ自家從業中ニ包含サレアリ、又加工  
作業モ一應農業ト見做サレアリ。

## 二、耕地と所有との関係（農家別）

## (イ) 戸別総覽

## 第二十六章

農家番号	耕地面積 (反)	所有耕地面積 (反)	貸付耕地面積 (反)	借入耕地面積 (反)	差引現在耕地面積 (反)	備考	
						(イ) 宅地 200 坪所有 (ロ) 所有前進著シ	
1	23	8	15	30	(イ) 宅地 200 坪所有 (ロ) 所有前進著シ		
2	6.4	2.6	23.1	26.9	(イ) 宅地 210 坪所有 (ロ) 分家時ヨリ、自作地稍増、小作地微増		
3	0	0	0	0	(イ) 村外ニ、家屋敷所有 (ロ) 昭和十八年ヨリ、1ノ所有ニカカル2ノ小作地 3反8畝ヲ耕作スル鑑定		
4	16.3	0	15.2	31.5	(イ) 宅地 230 坪所有 (ロ) 變化跡シ		
5	12.5	0	11.5	24.0	(イ) 宅地 240 坪所有 (ロ) 變化跡シ		
6	7	7	0	0	(イ) 宅地 1-0 坪所有 (ロ) 戸主應召ニヨリ、耕地全テヲ、4 及ビ5 = 依託 貸付		
7	0	0	3	3	(イ) 宅地 120 坪ハ 5 ノ所有 (ロ) 先代、現戸主共、農業ニ從事セズ、農業ハ現戸 主ノ母ノミニテ經營		
8	0.5	0	7.2	7.7	(イ) 宅地 200 坪及村外山林 1 反 2 畝所有 (ロ) 所有地、漸減著シ		
9	1.5	0	1.5	3	(イ) 宅地若干ハ所有、戸主ハ目下出征中ナルモ、平 素カラ、農繁期以外ハ、農業ニ從事セズ		
10	12.5	0	2.4	14.9	(イ) 宅地 210 坪所有 (ロ) 所有耕地ハ從來安定 (ハ) 日下ハ勞力調整上、農耕ト蘭草加工業トヲ分業 的ニ經營中		
11	4	0	1	5	(イ) 宅地 215 坪所有 (ロ) 全テノ點ニ於イテ、最モ停滞的		
12	7.5	0	0	7.5	(イ) 宅地 120 坪所有 (ロ) 分家移住時ヨリ 6 年間不變		
13	12.2	0	2.2	14.4	(イ) 宅地 180 坪所有 (ロ) 若干ノ後退の變化アリ		
14	8.8	4	7.2	12.0	(イ) 宅地 120 坪所有 {(イ) 宅地 150 坪所有} 共力的ニ前進傾向著シ		
15	13.2	0	4.8	18.0			

## (ロ) 戸別、貸付慣行

農家番号、1、2、6、14、凡てに於いて、貸付の相手は、部落内、若しくは、部落外の同族なれば、特別の契約など無く、適宜、現物或は労力等に依り、清算成立せるものと、認定するが如し。但し、凡ての場合に、貸付地が、自己の所有地であるとは限らず、自己の所有地及び借入地の中でも、水利條件、或は土性、距離、その他の點に於いて、比較的

劣等なるものを、貸付け居ることは明瞭なり。たゞ、農家番號 7 の場合のみは、自己所有地のみならず、在來の自己借入地をも、そのまゝ、悉皆同族へ委託せるものなれば、稍々別個の條件を有せるものなることは、推量し難からざる通りなり。

## (ハ) 戸別、借入慣行

## 第二十七表

縦覽說明	借そ中 入の田 耕規 地格 下 區(山 割上 田 及 び 農 番 號	借入耕地利用狀況		所有者 住 所	小作慣行						地主の保護施設	備考		
		表作	裏作乃至年 度外作		部	部	村	小作契約	小作料	獎有無	減免 償行の有無			
		反	作物	反	當	落	外	法	納	反	反	米や 副米の 有無	及格 及び	
1	上 1.2	稻	6.5	小麥	4	○	口約	不定	米	5	5	双方有	有	無ナシ
	上 1.0	#	6.5	"	"	○	"	"	"	"	"	"	"	"
	上 1.0	#	"	"	"	○	"	"	"	4	4	"	"	"
	上 2.5	#	"	"	"	○	證書	"	"	"	"	"	"	小作名代有り
	上 3.6	#	"	"	"	○	"	"	"	"	"	"	"	
	上 1.5	#	"	"	"	○	"	"	"	"	"	"	"	
	上 2.0	#	"	"	"	○	"	"	"	"	"	副米ナシ	"	小作名代有り
	中 2.2	#	6	蘭草	不詳	○	"	"	"	"	"	"	"	
2	中 約 2.8	#	6	小麥	4	○	口約	ヲ	4	4	"	"	"	地主主人直接ニ管理 (地主ノ要求次第ニ應 ズルトイフ但シ書ヲ 入レテキル)
	上 6.0	#	蘭草	不詳	○	證書	"	"	"	"	"	"	"	
	中 1.8	#	"	"	"	○	"	"	"	"	"	双方有	"	"
	中 3.0	#	"	小麥	4	○	口約	ヲ	4	4	"	"	"	
	中 4.3	#	不使用	0	○	證書	8年	"	4.5	"	有	"	"	
	上 1.2	#	蘭草	不詳	○	口約	不定	"	"	"	双方ナシ	"	"	
	中 4.0	#	不使用 小麥	4	○	"	"	"	"	"	"	"	"	
	中 2.8	#	6.5	不使用	0	○	證書	"	代金 納品	3.5	3.5	双方有	有レ モ微弱	"
4	下 1.6	#	6	"	0	○	口約	"	米	4	"	有	"	"
	上 1.1	#	6.5	小麥	4	○	證書	"	4	"	"	"	"	
	上 2.2	#	6	蘭草	不詳	○	"	"	"	"	"	"	"	
	上 3.6	#	"	"	"	○	"	"	"	"	"	"	"	
	上 1.2	#	"	"	"	○	"	"	"	4.5	4.5	"	"	
	上 1.5	#	"	小麥	4	○	"	"	"	"	"	無	"	
	上 1.2	#	"	"	4	○	口約	"	"	"	"	双方有	有	"

第二十七表 (つづき)

農家番號 織 説明	借入耕 地規 格下 田 地區 割上 及田 び	借入の田 耕規 格下 田 地區 割上 及田 び	借入耕地利用状況		所有者所 住部 裏作乃至 年度外作 部 落外 村	小作慣行						備考						
			表作 反 作物 名 量	當 當 收 取 量		小作契約		小作料		獎勵米 無 或 米 の 有 無	減免 價格 の有 無	小作 權の有 無	地主の保 護施設					
						方 納 入 形 態	反 契 約 當 高	反 實 納 當 高	當 高									
			上 2.6	6	蘭草	貰 300	○	〃	〃	〃	4	4	無	無	〃	〃	〃	〃
			上 1.6	6	小麥	4俵	○	證書	〃	〃	〃	〃	双方有	有	〃	〃	〃	〃
			上 1.1	"	"	"	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	上 1.1	"	裸麥	1.5	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 1.4	"	小麥	4	○	口約	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	下 1.5	"	"	4	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 2.2	"	"	4	○	證書	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7	上 2.7	"	"	4	○	口約	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 0.3	"	蘭草	不詳	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	下 1.2	"	"	"	330	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	上 1.1	"	6.5	小麥	4	○	證書	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 0.9	"	6.5	"	"	○	口約	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	中 4.0	"	6.0	"	"	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	上 1.5	"	6.5	小麥及 ソラ豆	4俵 不詳	○	〃	〃	〃	4.5	4.5	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10	上 2.4	"	6	蘭草	不詳	○	〃	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
11	上 1.0	"	6	"	300	○	〃	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
13	中 0.8	"	6	小麥	1俵 3俵	○	證書	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
14	中 3.7 2.5 2.1 2.6	6	蘭草	貰 300	○	〃	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
15			中 1.1	6.5	小麥	3.5	○	〃	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃	〃	〃

## 2. 借入慣行に関する補言

- A、蘭草栽培用のみに借入れる場合は反當1倍程度の借料を貸主に支拂ふ。此の場合、貸主が、必しも當該地所有主と等しからざるは言を俟たず。
- B、第二十七表に於ける小作料納入形態が、管理後、代金納に移行せることも自明なり。
- C、小作権と見做さるべきものは、存在する如く推量されるれども、明白ならず
- D、爾餘は、常識の教ゆるが如し。

## 三、主要農器具及び役畜所有状況

第二十八表

農家番號	原動機		動力連結作業機						役畜	
	電動機	石油發動機	揚水機	噴霧機	脱穀機	穀摺機	精米機	耕耘機	牛頭數	馬頭數
1	1 17	1 (3馬力)	1 2	1 3 + 4 17	1 2	1 17	1 17	1 17	1	1 0
2	1 17	1	1 2	1 3 + 4 17	1	1 17	1 17	1 17	1	1 0
3	1 17	0	0	1 3 + 4 17	0	1 17	1 17	0	0	0
4	1 17	1	1	4 17	1	1 17	1 17	1 17	1	1 0
5	1 17	2	2	4 17	1	1 17	1 17	1 17	1	1 0
6	1 17	0	0	4 17	0	1 17	1 17	0	0	0
7	1 17	0	0	4 17	0	1 17	1 17	0	0	0
8	1 17	1	1	4 17	1	1 17	1 17	1 17	1	0 0
9	1 17	0	0	4 17	0	1 17	1 17	0	0	0
10	1 17	1	2	4 17	1	1 17	1 17	0	0	0
11	1 17	0	0	4 17	0	1 17	1 17	0	0	0
12	1 17	1 2	0	4 17	1 2	1 17	1 17	0	0	0
13	1 17	1	1	4 17	1	1 71	1 17	1	1 2	0
14 及 15	2 17	3 2	2	8 17	2	2 17	2 17	1	1 2	0

備考 ; ——共有モノノハ  $\frac{1}{\text{共有者ノ数}}$ ト記入シアリ

1、備考——本部落に於いては上表記載のものの外、例へば、動力織機（所有農家10戸）動力製糞機等特殊のものあれども、明細ならざれば掲載せず。

2、本部落に於ける耕牛といふは、例外なく、主として、厩肥生産のために飼育されあり他方、亦例外なく、11月——6月下旬間以外には、飼育せず。即ち6月下旬——11月間は、賣却されるか、貸與されるか、若しくは他地区の共有者の許に在るか、等、いろいろなり。

#### 四、主要生産物、生産状況

##### イ、昭和十七年度、主要作物作付状況

第二十九表

種別 農家番號	稻			麥			蘭草			note 1. 稲作付面積ハ、第二十六表ノ現在耕作面積ヲ超ユルコトアルモ、ソハ、ソノ間ノ耕作規模変化ニ依ル結果ナリ。 2. 蘭草栽培ハ特殊ノモノナレバ、コレヲ栽培面積ノ點ヨリ、米麥ト總括シテ、經營面積ヲ算出スルコトニハ意義ナシト思量セラル。 3. 本部落ニ於ケル主要作物ガ、米、麥、蘭草ナルコトハ、既ニ、本村ノソレニ關スル統計ニヨリ、察知サレテ牛ルデアロウ、又、蘭草作付反別ト麥作物反別ノ競合關係或ハ米反當收量ト蘭草栽培トノ相剋關係等ニツイテモ言及ノ要ハアルマイ。 4. 大麥、裸麥ハ現在ニ於イテハ、殆んど見ルニ足ラズ。 5. 製作ノ行ハレオラザル部分ハ總ジテ、耕地條件ヨロシカラザルナリ。 6. 輪番ニテ共同苗代（稻、蘭草共）ヲ提供ス、從ツテソノ順番ニ當レル者ハ、全耕地ニ比シ裏作、表作共、ヤヤ減少。 7. 各戸共、ソラ豆、其ノ他自家用野菜ヲ作リタルコト、勿論ナリ。 8. 蘭草作付統制ニヨリ、蘭草作付減、麥作付増ハ各戸共通ノ現象ナリ。
	梗	糯	計	小麥	大麥	計	春ルノ 苗ベ トギ ナモ	昭七定 和月ノ 十收モ 八獲ノ 年獲		
1	反27.5	反2.5	反3.0	反15.0	反2.0	反17.0	畝步6.20	反10.3		
2	27.0	2.0	29.0	10.0	0.8	10.8	10.00	9.0		
3	0	0	0	0	0	0	0	0		
4	27.3	3.5	30.8	13.0	4.0	22.0	7.00	7.8		
5	22.5	1.0	23.5	15.0	4.0	16.0	1.00	8.0		
6	0	0	0	0	0	0	0	0		
7	3.0	0	3.0	0	0	0	1.0	2.2		
8	6.0	1.1	7.1	5.5	0.5	6.1	1.0	0.2		
9	3.0	0	3.0	1.6	0	1.6	0	0		
10	14.0	1.8	15.8	4.5	0	4.5	4.20	7.0		
11	4.2	0.7	4.9	1.5	0	1.5	2.00	3.0		
12	8.6	0	8.6	3.0	0	3.0	2.10	3.0		
13	11.0	3.5	14.5	7.5	0	7.5	4.00	6.2		
14及15	30.7	2.5	33.2	15.0	3.5	16.5	8.00	10.3		

ロ、昭和十七年内主要作物生産数量は、各作付反別不詳（稻ノミ分明；——上表）なるに依り揭示するも意味少ければ、省略す。

備考；——

昭和十七年内收穫主要作物の反當收量は概ね第三十表に掲載されるるものに準ず

第三十表

	反當收量		反當収量
	石斗	貫	
米	2.8	120	
	2.7	120	
	2.5	110	
	2.3	110	
麥	1.5	60	
	1.3	55	
	1.6	60	
蘭草	反當收量		
	長	6尺	トボ
	240貫（80斤）	78貫（13斤）	12貫（4斤）
			330貫 外=小トボ3貫

#### 五、主要生産物處理狀況

イ、米、麥に就いては、言及不必要と思料す。

ロ、米、麥の葉は、概ね、自家用肥料、飼料、繩乃至燃料に充當するものの如く、稀に賣却せるものも有り。世評に、所謂蘭刈人夫への土產物となさるが如き、事例は見當らず。

ハ、蘭草は、例外なく賣却され、而して後、そのうちのトボ、小トボ及び六尺の小部分のみは買戻しの手続きを経て、加工部門に使用せらる。

#### 六、蘭草加工の副業部門としての比重

蘭草を栽培せる農家は、例外なく、副業として蘭草加工を營み、依つて労力の完全なる使用と、現金收入の増加を計つてゐる。此のことは、我々の聞取及び研究に依れば、少く共、明治二十年頃から繼續されてゐて、本部落農家（一般に蘭草栽培農家に於いては然らん）に於ける剩餘生産可能性現実化に對する唯一の機會となつてゐるもの如くである。

我々の研究に依れば、蘭草栽培そのことが、世評に言はれる如く、甚だ有利であるといふやうな事態は、大略、日清戦争當時と、日露及び第一次歐洲大戦當時と、昭和十二、三、四年とだけのやうである。蘭草の價格そのものは、年毎に甚だしい起伏を描き乍ら、結局、上昇してゐるが、そのことは、農家の採算上の立場からすると、別に大して意味の有ることではない。兎も角、副業加工と結合しない蘭草栽培には殆んど、餘剰が無いのが、普通であつたやう

であることだけを、言及してをく。何故然うなるかについては、我々は言及しない。  
又副業加工部門に於ける生産物に關しても、最も多きものは年收 12000 圓に及ぶもの有るなど、非常に複雑なれば、戸別觀察を省略す、概略統計のみを記せば、第三十一表の如し。

第三十一表（昭和十七年度）

從業戸數	花菱自動織機	生産物品名並ビニソノ数量					
		本間	五八	二三六	中織表	蘭繩	蘭袋物
一 一 戸	一 一 臺	一八〇〇本	一五〇本	一二〇本	一〇〇束	不 明	不 明

## 七、参考のための附言

- (イ) 昭和十二年度本部全戸の負債合計金は金 15200 圓也  
(ロ) 昭和十七年度に於ける各農家の納稅額は第三十二表の如し

第三十二表

農家番號	國稅	地方稅	町村稅	團體稅	總計
1	圓錢 108.84	圓錢 30.93	圓錢 124.79	圓錢 23.84	圓錢 288.40
2	215.58	8.95	43.87	10.44	278.84
3	0	0	0	0	0
4	92.48	8.61	39.02	8.60	148.71
5	75.08	28.67	75.73	11.53	191.01
6	139.08	5.99	13.86	2.36	161.29
7	1.12	1.45	4.11	1.03	7.71
8	95.52	8.57	30.52	4.98	139.59
9	2.36	3.88	13.41	2.23	21.88
10	305.80	82.75	208.56	11.48	608.59
11	2.24	4.70	23.05	4.49	34.48
12	40.70	11.13	45.18	7.74	104.75
13	10.12	11.63	27.18	9.45	58.38
14	23.18	4.85	22.21	2.84	53.06
15	30.98	9.15	40.27	6.10	86.50

## 八、昭和十七年に於ける農家別請入労力に關する資料

(イ) 所謂請取刈及び血族間の手傳を除ける雇傭労力請入數と、これに支拂れたる賃銀

第三十三表

農家番號	雇傭延人員	雇傭實人員	支拂賃銀合計
			(食ソノ他ヲ含マズ)
1	268	19	1995
2	90	2	450
3	0	0	0
4	120	10	650
5	325	15	1360
6	0	0	0
7	20	2	110
8	0	0	0
9	0	0	0
10	190 外ニ年雇 1	19 外ニ年雇 1	1135 年雇分約 300
11	40	4	300
12	96	8	470
13	325	15	1577.5
14	109	8	860
15			

第三十四表(つづき)

被番 號	年 齢	平居 素住 ノ 職業	被 儲 期 間	儲 = 與タ 入於ヘル 農イラ作 家テレ業	持 チ 歸 リ	儲へ來ソ 入初タノ 農メ年機 家テ及輸	被 儲 期 間	儲ニ與タ 入於ヘル 農イラ作 家テレ業	持 チ 歸 リ	シ 給 金	儲へ來ソ 入初タノ 農メ年機 家テ及輸	備 考
22	37	廣島縣	農	月日 7.13—7.20	蘭刈及後植	10年前						
23	"	"	"	"	"							
24	"	"	"	"	"							
25	36—38	"	"	"	"							
26	"	"	"	"	"							
27	"	"	"	"	"							
28	"	"	"	"	"							
29	"	"	"	"	"							
30	"	"	"	"	"							
31	"	"	"	"	"							
32	17	岡山縣小田郡	農	7月中句—同下旬 及11上旬—12下旬	蘭刈及脱穀蘭植 付	190圓	10年前口入屋					
33	32	"	"	12月一杯	蘭植付	90	7年前	32=依ル				
34	22	岡山縣川上郡	"	7中旬—7下旬及 11上旬—12下旬	蘭刈及稻刈、脱 穀、蘭植	240	5年前口入屋					
35	30	岡山縣久米郡	"	7中旬—7下旬	蘭刈	60	5年前					
36	25	"	"	"	"	60	"					
37	30	香川縣	"	"	"	60	10年前					
38	26	"	"	"	"	60	5年前					
39	23	"	"	"	"	60	"					
40	33	廣島縣	不明	7中旬—7下旬及 11上旬—12下旬	蘭刈、稻刈、脱穀 蘭植	240	10年前					
41	不明	"	"	7中旬—同下旬	蘭刈	40	今年					
42	"	"	"	"	"	40	"					
43	"	"	"	"	"	40	"	40=依ル				
44	"	"	"	"	"	40	"					
45	"	"	"	"	"	40	"					
46	"	"	"	"	"	40	"					
47	40	香川縣	左官屋	7.10—7.20	蘭ノ收穫	70	3年前風來					
48	18	"	農	"	"	40	"					

1. 第三十三表記載の請入労働者に関する明細

第三十四表

被番 號	年 齢	平居 素住 ノ 職業	被 儲 期 間	儲 = 與タ 入於ヘル 農イラ作 家テレ業	持 チ 歸 リ	儲へ來ソ 入初タノ 農メ年機 家テ及輸	備 考
1	36	徳島縣	不明	月日 6. 1—7.30及 11. 1—12.30	麥收穫、一植及 稻收穫麥植付	400圓	5年前風來
2	30	"	"	12. 1—12.30	蘭草植付	150	2年前
3	18	"	"	7. 1—8. 5	除草及手傳	130	今年
4	45	"	"	8. 6—8. 26	除草及蘭ノ選別	90	2年前
5	20	岡山縣眞庭郡	"	9. 1—9. 20	蘭ノ選別	80	今年
6	27	"	"	7.12—7.24	蘭ノ收穫	95	"
7	18	"	"	"	"	60	"
8	30	"	"	"	"	95	"
9	33	"	"	"	"	80	"
10	38	"	"	"	"	72	2年前
11	20	徳島縣	"	"	"	80	"
12	22	岡山縣眞庭郡	"	"	"	85	"
13	50	"	"	"	"	86	4年前
14	51	"	"	"	"	86	"
15	35	"	"	"	"	80	"
16	70	"	"	"	"	70	"
17	40	"	"	"	"	75	"
18	41	"	"	"	"	95	5年前
19	38	"	"	"	"	90	"
20	35	岡山縣阿哲郡	農	6.10—8.15	麥刈、除草、蘭刈 田植	300	2年前口入屋
21	40	鳥取縣	屋根若職人	11. 1—12. 1	稻刈、蘭植付	150	3年前口入屋

第三十四表(つづき)

被 雇 労 働 者 號	年 齢	平 居 素 住 ノ 地	平 職 素 ノ 業	被 儲 期 間	儲 ニ 與 タ 入 於 ヘル 農 イ ラ 作 家 デ レ 業	持 シ 給 金	儲 ヘ 來 ソ 入 初 タ ノ 農 メ 年 機 家 テ 及 縁	備 考
49	50	不明	不明	月 日 月 日 4. 6—5. 12	麥耕作、蘭田除 草	59.5	今年風來	
50	50	岡山縣兒島郡	農	4. 6—5. 12	"	84	1年前	
51	45	朝鮮	不明	7. 1—7. 30	蘭除草、蘭刈、稻 除草	98	今年風來	
52	37	大阪市	"	7. 15—7. 20	蘭 刈	27	"	
53	37	香川縣	農	7. 15—7. 24	"	63	今年口入屋	
54	38	岡山市	通勤	7. 15—7. 24	"	65	"	
55	50	"	"	"	"	65.5	"	
56	35	岡山縣御津郡	農	"	"	75	5年前	
57	50	岡山縣兒島郡	"	"	"	67	4年前	
58	不明	"	不明	"	"			雇入農家10
59	"	"	"	"	"			計 75 今年57± 依ル
60	"	"	"	"	"			
61	27	岡山縣小田郡	農	"	"	39	4年前	
62	20	岡山縣勝田郡	"	11. 15—11. 21	稻扱、麥蒔	23		
63	20	"	"	"	"	28		
64	25	"	不明	6. 20—6. 30	田 植	38		雇入農家11 言ニ依レバ、 吉備郡カラハ 集團的ニ來ル 慣習廿二十年 位前カラアツ テ、ソノ延長 ガ今ニ續イテ キルノダト
65	30	"	"	"	"	38		
66	50	岡山縣兒島郡	農	11下旬—12下旬	麥蒔、蘭植付	175	2年前	
67	50	大阪府	不明	12. 5—12. 25	蘭植付	110	3年前	
68	20	岡山縣吉備郡	農	7. 10—7. 20	蘭 刈	75		雇入農家11 言ニ依レバ、 吉備郡カラハ 集團的ニ來ル 慣習廿二十年 位前カラアツ テ、ソノ延長 ガ今ニ續イテ キルノダト
69	30	"	"	"	"	75		
70	30	"	"	"	"	75		
71	25	"	"	"	"	75		
72	30	香川縣	小作農	7. 10—1. 22	蘭 刈	70	10年前	
73	35	"	"	"	"	60		雇入農家12 言ニ依レバ、 初メ72ガ口入 屋カラ來テ、 ソノ後ハ彼ガ 同勢ヲ引連 テ來ルト
74	35	"	"	"	"	60		
75	30	"	"	"	"	65		
76	24	"	"	"	"	70		
77	18	"	"	"	"	40		
78	不明	"	"	"	"	65		
79	"	"	"	"	"	65		

第三十四表(つづき)

被 儲 労 働 者 號	年 齢	平 居 素 住 ノ 地	平 職 素 ノ 業	被 儲 期 間	儲 ニ 與 タ 入 於 ヘル 農 イ ラ 作 家 デ レ 業	持 シ 給 金	儲 ヘ 來 ソ 入 初 タ ノ 農 メ 年 機 家 テ 及 縁	備 考
80	50	岡山縣兒島郡	日 儲 取	4. 6—5. 12	麥耕作、蘭除草	84	14年前	
81	48	"	"	"	"	50	3年前	
82	45	"	"	7. 6—9. 4	除草、蘭刈、運別	180	10年前	
83	37	大阪府	農	7. 15—7. 25	蘭 刈	75	5年前	
84	37	香川縣	"	"	"	75	4年前	
85	50	岡山縣阿哲郡	"	"	"	75		
86	27	岡山縣小田郡	"	"	"	75		
87	24	"	"	"	"	75		雇入農家13 言ニ依レバ、 古クカラノ種 々ノツナガリ デ、イロイロ ナ新顔ガ代リ ニ来ルカラ、 關係ヲドウ言 ヒ表ハセバヨ イカ解ラント
88	40	倉敷市	"	"	"	75		
89	25	岡山市	土木	"	"	75		
90	38	"	日 儲 取	"	"	75		
91	50	岡山縣川上郡	農	11. 5—12. 28	稻刈、麥蒔、蘭植 付	210	今年	
92	35	"	"	11. 5—12. 15	稻刈、稻扱、麥蒔	115	"	
93	20	"	"	11. 15—11. 21	稻扱、麥蒔	24.5	"	
94	20	"	"	"	"	24.5	"	
95	不明	岡山縣眞庭郡	"	6. 20—6. 30	麥刈及蘭跡田植	35	"	
96	"	"	"	"	"	35	"	
97	"	岡山縣津山郡	農(自作)	10下旬—12上旬	稻刈、稻扱、麥蒔	210	6年前	
98	"	岡山市	賃銀労働者	12下旬カラ一週間	蘭 植	50	5年前	
99	"	岡山縣久米郡	農(自作)	7. 17カラ一週間	蘭 刈			雇入農家14 15ノ言ニ依レ バ、99ガ新シ イ値入ヲ連レ テキテクレルト
100	"	香川縣	農	"	"			
101	"	岡山縣久米郡	"	"	"			
102	"	倉敷市	通勤者	"	"			
103	"	香川縣	農	"	"			
104	"	岡山縣久米郡	"	"	"			
						計 860		

## 2、第三十四表に關聯せる註

A、労働者の年齢は、雇入側より見れば、二十代が最も望ましいといふのが一般的の意見であるが、近年三十代、四十代の相對的に増加する傾向顯著。

B、労働者の出身地は、普通考へられてゐる如くとは異り、極めて多様であるが、此のことも、岡山縣下の蘭草栽培農家一般の場合に普遍的である。たゞ、序説で述べられたと

ころの蘭刈人夫斡旋事業が發達せる頃には、周知の如く、失業者及至出稼者の氾濫せる時代であるだけ、労働者の出身地職業等が多種廣汎に亘つたにも拘らず、その中に於ける香川縣人の比重は、相當大きかつたことが事實である。と同時に、然るべき根據も、十分闡明される。同様に近時岡山縣人の比重は壓倒的に高くなりまさるのみであることも、一般的事實であると共に、十分、然るべき理由を持つことである。

C、労働者の職業は、上表に於いても、相當多種多様であるが、一般的には、更に、然うである。我々の知る限りでも、藝人、與太者、月給取、仲仕、その他いろいろある。然し、總じて、それらの中に於いて、農業が、絶對數としては常に一番多かつたこと及び近時、相對的比重を増大しつゝあること、等は、十分の根據に立つて確言できる。

D、注意すべきことに、上表からも容易く推察される如く、労働者と雇入農家との關係は一般には余り緊密でない。労働者の中の一部と雇入農家とが、特殊な關係を有してゐるのである。勿論、例外の有る事實を、我々も知つてゐるし、又、昭和七、八年頃には、雇入農家相互が労働者獲得のために競合した結果相當緊密な關係を作り出してゐた事實も我々には解つてゐる。然し現在では、左様な競合の限度は既に越えられて、各農家共鬼も角、主要な人物のみに望みを囑してゐるわけである。

E、労働者雇傭の時期、期間、使役作業等の多様なことも、一般的事實である。又賃銀もいろいろな條件に依り、いろいろに區分されるのが、一般的事實である。此の方は然し大體、上、中、下に分かれ、日給8圓——2.5圓間が普通である。（公定最高賃銀は7.50錢）そのことは、蘭草栽培農家の雇傭勞賃が比較的緩慢にしか上昇してきてゐないことを物語る。此の點に即しては、いろいろの問題が見られるが省く。

F、労働者の作業時間及び賃銀外給與は、推量され易い如く、いろいろな條件に依り、いろいろと異なる。蘭刈作業についてだけ、簡短に言及してけば、普通で、労働時間は朝4時——晩8時、朝3時——晩11時といふのも少くない。それらの場合の食事給與は5回及至6回。その他昭和七一年頃には、ラムネ、サイダー、菓子、等の間食や、歸郷時の賞與金などが與へられたが、これらのこととは、夙に後を絶つてゐる。

### 3、所謂請取刈の慣行に就いて

蘭草栽培農家の請入労力の中には、普通の日傭や季節傭、勤労奉仕班や移動作業班等の外に、全く獨自のもの、即ち所謂、請取刈、別稱、東刈の専問家群が有る。これが、如何なるものであるかに就いて、略述してをかう。

先ず、此のものは、平素は、蘭草栽培農家との間に、何の親近關係も有たず、大抵は、相識の間柄でさへない。だから、蘭草栽培農家側では、普通、此のもの達を當にはしないで、蘭刈作業時期を切抜ける算段を講じようと努めるけれども、作業適期の厳しい制約と、その時期の、特に浮動的な天候及び之に極めて重大な規制を受けるところの工藝作物蘭草の性質と、その外、推量し易い種々の理由との相關的規制のために、毎年、大抵は、特に實力乏しい農家の場合、止むなく、かの専

問家達の出現を心待ちしなければならぬやうな日を、同時的に經驗する。此の事情を知悉してゐる東刈専問家達の方では、恰も、敍上のやうな日に、蘭草栽培地の諸部落に、特使を、風の如く飄然と出現せしめる。そして、部落毎に相當量宛の蘭草刈取請負契約を、結んで來さしめる。斯くて、適當な契約書へ成立すれば、たとへ即日であらうとも、専問家群の方では、必要な人員を整へて、食、間食悉く自縛で、サツサと仕事を片付、受取るべき賃銀を受け取ると、再び、何處かへ、飄然と立去つてしまふ。（請取刈の公定價は、一把4錢、一反70圓）左様なわけであるから、此の専問家達に關して悉いことは、雇入農家側には解らない。けれど、彼等が、蘭刈作業の、實に熟練せる名人揃であること、大抵は、普通蘭刈人夫の二人前の能率を擧げること、それから、作業遂行上、彼らには指圖が全然不要であること等は、一般に確認されてゐる。又、彼等が、恐らくは、左様な専問家となる前過程には、個人として、一般蘭刈人夫の中に混和してゐるのであらうとの推量も、一般に確認されてゐる。更に又、彼等は、岡山縣下各郡に尠からざる所謂特殊部落の人々であるに相違ないと、一般に言はれてゐる。

けれど、彼等の全體としての數や、その職業などに關しては全く確實な推量は成されてゐない。我々の知る限りでは、仲仕、農業等が多いやうであるが、これが、どの範圍まで普遍化されてよいのかは、大いに疑問である。又我々の推量に依れば、此の集團は、單に岡山縣下出身のもののみではなく、他縣下からの一般蘭刈人夫の中にも、相當の關係があるやうに思へる。

此の特殊な集團の登場し始めた時期は、大體第一次大戰後であるらしいが、しか推量される理由並びにその成立根據に關する私見は省いておく。

### 4、共同作業、移動作業等の請入に就いて。

敍上の外に、本部落蘭草栽培農家の請入れてゐる労力は、移動作業班、勤労奉仕隊、及び普通の共同作業等である。此のうち、最後のものに就いては、本調査に當つた我々も、十分の關心を持つてゐたのであるが、既述から推量される如く、蘭草を栽培しない農家をも含む十五戸の間に於ける共同作業は甚だ複雑であるため、此處に簡単に掲載できるやうな資料入手できなかつた。

## 第三章 備考之章

### 一、蘭草栽培の行程

標記が、所謂自然的並びに社會的條件と對應的に、多少とも變遷するもの、従つて、多少とも、雜多であること、は、當然であらうが、そのうち、岡山縣下で現在標準的なものと見做されてゐるものに就いて、我々は簡単な紹介を試みる。

岡山縣に於ける此のものは、凡そ、大正四、五年頃に、現在の所謂八月苗仕立を含む栽培方式に移行したらしいのであるが、この方式の特徴は、蘭草を、疊表の原料として、最も適當だと見做されるやうな、色、艶、長さ、太さ等を兼備せるものたらしめるため、特に、凡そ一年七ヶ月を以て

栽培週期としてゐる點に在る。此の一年七ヶ月といふ栽培週期は、事實上は勿論、年毎に、同じ型で繰り返される労働行程に依り、維持されてゐるのであるから、どうでもよいことのやうであるけれど、我々には、蘭草栽培農家の特殊性を考へる上に於いて、最も基底的な事項の一つと思はれる故、参考のためその大観を、第三十五表として紹介してをく。

第三十五表

二月	上中下	二月中、然ルベキ時期ニ、(多クハ下旬) 前年度ノ八月苗ノ一部残餘ヲ掘り起シテ、株分シ(蘭田本田へ植付セルモノヨリ大株) 本田一反分用ニ凡ソニ步餘ノ苗床ヲ見込ンデ、蘭田本田ノ畦畔若シクハ畑ニ移植。此ノ過程ニ凡ソ一人分ノ勞力ヲ要ス。
三月	上中下	
四月	上中下	
五月	上中下	上ニ依リ仕立タル春苗ニハ、八月迄ノ間ニ施肥四、五回、除草三回ヲ必要トスル。此ノ間ノ勞力ハ、普通、上ノニ步餘単位デ、約二人分ト稱サレル。
六月	上中下	
七月	上中下	
八月	上中下	八月上旬乃至中旬頃ニ、春苗ヲ田へ移植。此ノ際、二歩餘ノ春苗ガ、二十七、八歩ノ田ニ擴ゲラレル。八月苗ノ苗床トシテハ、例ヘバ砂壤土又ハ壤土ノヤウナ幾分輕イ土壤ノトコロ、ガ良ク、粘土地方デハ特ニ排水ノ良イトコロガ選ベレネバナラヌ。此ノ過程ニ於ケル所要労力ハ、整地、施肥、植付、ヲ通ジテ、約三人分。
九月	上中下	八月苗ハ、八月中、下旬頃ニ、除草二、三回、灌水十回、ヲ必要トスル外、雜草刈ヤ、大量ノ施肥ヲ必要トスル。此ノ間ノ所要労力ハ約三人分ト見積ラレル。
十月	上中下	
十一月	上中下	
十二月	上中下	八月苗ヲ本田ニ植付ケルノハ、十二月下旬カラ一月上旬ガ適期ダガ、ソノ準備トシテ耕起、代播、整地、畦付ケ、灌水、施肥等が先づ行ハレル。コノ過程ニ於ケル所要労力ハ、労働武裝度合ニ依リ大イニ異リ、裸ノ場合、反當四人分ト見積ラレルニ對シ、耕耘機ヲ使用スレバ、ソノ四分ノ一ヲ済ム。ツイデハ、蘭ノ株掘リ、土落シ株分ケ、植付ガ行ハレル。此ノ過程デハ、八月苗二十七、八歩、即チ、本田一反ニ對シ、株掘、土落シガ六人分、株分ケガ熟練者十五人分、植付ガ、八人分ト言ハレル。本田ノ植付ガ十二月下旬—一月上旬終ルト、直グ、繼續的二、三月上旬迄ハ、慎重ナ灌排水ガ行ハレネバナラヌ。此ノ所要労力ハ普通、反當八人分ト見ツモラレテキル。此ノ後刈取期迄ニハ、尙灌排水ノ外、多量ノ施肥ヤ、絶株ノ植付ヤ、除草ヤ、先刈注施用等ガナサレネバナラヌ。コレラ全テヲ通ジテ、反當10人分ノ労力ガ見積ラレル。
一月	上中下	
二月	上中下	
三月	上中下	
四月	上中下	
五月	上中下	
六月	上中下	
七月	上中下	7月20日ノ土用ノ入りヲ中心ニ、前後一週間ガ刈取適期デアル。刈取期ニハ、刈取ト染土ト乾燥ガ始シ同時間ニ繼續シテ行ハレネバナラヌ。此ノ所要労力ハ反當四十人余ト言ハレル。乾燥サレタ蘭草ハ、八月中旬カラ九月上旬頃マテニ選別サレテ、ハジメテ、規格區分サレタ商品トナル。此ノ過程デハ機械ガ使ハレルト、裸ノ場合ノ十五時間労働十二人分ヲ一人一日ヲ樂ニ片付ケウル
八月	上中下	
ナ月	上中下	

## 二、蘭草栽培農家に於ける一般的輪作型式

標記は、岡山縣下に於ける限り、昔も今も、米、麥と米、蘭草との二系列の絡み合ひであると言ひ得るやうである。明治二十年代には、此の外、綿や菜種やソバや豆類が、相當の重みを以て夫々の系列に混り込んでゐたことは事實であるけれど、當今では、それらは無視されてよい。だから、我々は、此處では、米、麥、及び米、蘭草の二系列を併せ營んでゐる農家に於ける農繁期の構造を、主として、紹介してをかう。

第三十七表

二月	上中下	蘭田本田灌排水作業(水車、發動機等使用、發動機ニテ反當一回一時間) } 蘭春苗仕立作業 } 麦中耕(除草ハ大抵ヤラヌ) 及堆肥入 } 春苗施肥數回 } 副業即チ夫織、製糸等ノ最盛期
三月	上中下	
四月	上中下	蘭田本田第一回除草及春苗除草(除草機ハ使用シナイ) 並ビニ双方ノ施肥、麥土寄せ } 副業が主
五月	上中下	蘭田本田及春苗第二回除草(第一回ヨリ稍多ク手間ヲ要ス) 稻苗代ノ準備作業及ビ種蒔(共同作業ニ依ル) } 蘭田本田第二回施肥(數回=分肥) 藥剤散布 此ノ過程ニ於ケル所要労力ハ、整地、施肥、植付、ヲ通ジテ、約三人分。
六月	上中下	麥刈取、乾燥、調整(共同作業ニ依ル) 麥跡田耕耘整地(共同作業乃至手間貸ニ依ル) 麥跡田ノ田植及ビ蘭田へ植付ケル稻ノ假植(共同作業ニ依ル) } 蘭草本田正肥及ビ除草 蘭田ノ、コモ編ミ。稻田、蘭田共畦草刈。稻田ノ除草。
七月	上中下	蘭刈、蘭泥付ケ。乾燥ノ連續作業。及ビ、引續イテノ蘭跡田ノ代播、整地、稻假植苗ノ移植。 稻、(麥跡田、蘭跡田共)ノ除草
八月	上中下	蘭春苗ヲ田へ移ス(整地、施肥移植作業及ビ灌排水) } 蘭草選別作業(機械ニ依ルモノ多フ) 稻田灌水及畦畔雜草刈
九月	上中下	八月苗蘭草ノタメニ、除草二三回、施肥二回 } 稻田ノヒエ拔 } 副業ガ主トナル
十月	上中下	八月苗蘭草ノタメノ施肥一回 } 稻田イナゴ取 } 副業ガ主トナル
十一月	上中下	蘭田灌水 稻刈、簡單ナ乾燥、稻拔(共同作業ニ依ル)
十二月	上中下	穀立テ、麥蒔 } 稻拔乾燥 稻跡田蘭田ゴシラヘ、——耕耘、代播、整地(耕耘機ニヨレバ牛ノ四分ノ一勞力) 八月苗蘭掘、土落シ、株分、蘭植付ケ } 副業ガ主トナル
一月	上中下	蘭田灌水(施肥、除草ハ無シ) } 副業ガ主トナル

### 三、雇傭慣行に関する言及

標記に關する大略は既に紹介したから、此處では主として、例の口入屋及至仲介人、俗稱トシビをめぐる事情に關する私見を簡単に紹介しようと思ふ。

私見に依れば、岡山縣に於ける口入業者は、蘭草栽培農家とは無關係に、紡績工場の傭人世話掛として、或は蘭草加工業者の傭人斡旋掛として、又所謂水商賣筋その他への女中周旋業者として、早くから繁榮を謳つてゐたものの如くである。そして、これが、特に蘭草栽培農家と密接な關係を構成するに至つたのは、同時に亦、正式な口入業者でないところのトシビをして口入業者の仲間入をもさせるに至つたのは、凡そ、大正四、五年頃ではないかと考れられる。その理由を詳説してゐるわけにはゆかぬが、参考迄に指摘できることは、第一に、その時期前には、蘭草栽培方式が八月苗仕立法を含んでゐなかつたためと、農家単位に於ける栽培量が、余り多くはなかつたためと、就中、蘭草栽培農家一般が年雇に依存してゐた上、部落内手間貸の慣行を保有してゐたため等に依り蘭草栽培農家といへ共、余り多くの日傭や季節傭を吸收してはゐなかつた。第二に、丁度その時期に、年雇形態や部落内手間貸の慣行が崩壊していつた反面、栽培方式の變革や、蘭草の商況に刺激されての、且亦、植付前脱穀調整作業への機械利用に影響されての各戸當栽培量の増加傾向や等に依り、蘭草栽培農家は、遂に、日傭及至季節傭を需要する立場に立つやうになつてゐる。第三に、新しい栽培方式は、古いものより多くの労力を要求するに止まらず、一層厄介なことには、近隣諸部落に於ける一般農家の農繁期と時を同じくするやうな、農繁期を形成せしめるものであつた。といふやうなわけである。

斯くて、兎も角、口入業者と蘭草栽培農家との間に、關係が生じ始めてから後は、此の關係の緊密化は、相互的に推進せられたであらう。何故なら、前者側にとつては、後者は實に大きな顧客であるし、後者側としてみれば、たとへ、できる限り、前者の厄介になりたくないとしても、自分が翌年度も蘭草を栽培できるか、どうか不明であるのに、——何故なら、巨額の肥料代や勞賃との關係、商況の展望如何等が、伸びに重大なので——且は、栽培するとしても、栽培量、従つて需要労力が未分明であるのに、更には、その労力需要方法たるや誠に暴君的であるのに、一年前から必要數だけ確保してくといふわけにもゆかないであらうからである。

それにしても、其の、いはゞ、相互依存の關係は、極めて薄弱な基礎の上に築かれたものに相違なかつた。と言ふ謂は、既に述べたところの請取刈専問家達の出現と、他方、蘭草栽培農家の中でも、毎年、特定量以上を略確實に栽培する農家の歩む途が如何なるものかといふことと、二つが考慮に昇されるならば、理解されるであらう。

然し、たゞ、事實に辿り見られる限りでは、其の關係は、昭和六年頃迄、非常に強烈さうな外形を示していく。周知の如く、失業者や出稼者や、一時的な賃銀收入の機會を狙ふ大群が氾濫した年月の相當続いたことと、他方、蘭草栽培農家が、その間には、栽培量の點で特に起伏動搖の激しい状態を展開し乍ら、全體として、戸別栽培量の著しい増大傾向を辿らざるを得なかつたからであ

らう。その結果、請入農家側も、被傭労働者側も、非常に切端つまつたところまで押しつめられたところで、口入業者がその原因の尤るものと見做されるといふ事態が生起したものやうである。それを、我々は、いはゞ、口入屋退治とも言ふべき、既述の蘭刈人夫斡旋事業の意味を見る。

左様な見解の正否は別としても、その蘭刈人夫斡旋事業が、昭和五年から、昭和九年迄繼續されてゐる間に、此の事業そのものは必しも成功的な過程を記録してゐないにも拘らず、口入業者は、全く勢威を失墜してしまつた。此のことは、普通、その事業の影響に依るやうに思はれてゐるが、我々には、然うも思へない。さう考へてよいにしては、餘りに、その事業の實蹟が見すべらしいから。即ち、口入業者の周旋してゐた蘭刈人夫の半分も、斡旋し得てゐないやうに思へる蘭刈人夫斡旋事業に、大した力を認め得ぬから。

我々の見る處では、それは要するに、敍上の薄弱な基礎が、本來の姿で曝け出たまでである。就中、以下のやうな形に於いて。

周知の如く、昭和七年以來、一般的に筋肉労働者にとつて、賃銀收入獲得の機會は、徐々に増大してきた。此のことは、蘭草栽培農家の請入れる労働者にとつても、亦當然の筈である。ところで他方、蘭草栽培農家は、昭和七年頃から、徐々に、特に昭和九年、十年頃に、急激に、戸別栽培量を増大してゐる。このことは、我々の推量に依れば、栽培規模を擴大することを通してのみ、些小の労働能率上昇を實現し得る蘭草栽培作業が、農家に於ける經營規模の下限を一しほ押し上げられたことに因すると思へる。從つて、本來、戸別栽培量の上限は種々の理由に依り劃されてゐることであるに鑑みれば、一般に、上限と下限の幅が狭められたものとして理解さるべきであらう。そのことは亦、全作として、蘭草を栽培する農家の減少、及び戸別栽培量の安定部分の増大といふことを意味するものとも理解できよう。そのやうな思考を、曩の労働者側に於ける事態の變遷に關する思考と結び付けると、我々には昭和七——拾年間、事實に於いて、蘭草栽培農家が、一方では、植付前の耕耘機を利用し始めてゐること、他方では、特に好ましき雇傭労働者達、例へば、苛烈な作業によく堪へ、作業態度の點で眞面目で粗食に甘んじ、而も低廉な賃銀でも文句を言はない者として、職業的には農業者の中に、出身地的には、香川縣、徳島縣等に多く見出だされる人々、との間に、恒常的季節雇傭關係を樹立するため、いろいろの手段を盡して、所謂雇傭慣行を造成してゐたこと此の二項が然るべきこととして理解できるであらう。そして、同時に、いはゞ、自己の需要労力のうちの、最も浮動的な部分を調達して呉れる者としての口入業者に對しては、さして依存する必要を感じなくなつてゐる筈だと推量も、できるであらう。又、更に、公營の斡旋事業の厄介になつてゐる程の餘裕は、請入農家にも、被傭労働者の固定部分にも、餘り無かつた筈と推量できよう。

左様な觀方を正しいと考へる我々には、口入業者が尙現存し、岡山縣の季節的労力吸收現象に、今尚多少の關係を維持してゐる事實は解つてゐても、現在及將來に於ける此者の役割を重視することはできない。同じやうに、所謂雇傭慣行に關しても、それが、目下では尙、若干の名残を、例へば、既述の中心人物と雇入農家との關係などに、止めてゐると考へられるにしても、そして、目下に於ける、蘭草栽培農家の雇傭労力吸引達成にとつて、兎も角、唯一の支柱であるとしても、將

來に於いても果して左様な役割を務めるに足る程のものであるか、どうかは、大いに疑問だと考へる。そのことは、かりに我々が統制的視點に立てば、所謂雇傭慣行など、既に介意に値しないところへ来てゐると考へることになるわけでもあらう。(昭和 年 月)

昭和十八年七月二十五日印刷  
昭和十八年七月三十日發行

編輯兼者 帝國農會

右代表者 東浦庄治

東京市神田區西神田一ノ七

印刷者 塚田貢

神田區西神田一ノ七

印刷所 廣業印刷株式會社

---

東京市麹町區丸ノ内三丁目一番地  
發行所 帝國農會  
振替口座東京四〇五二番

製本控	冊第號
962	雨   1291 號 年 月 日
書名	農業勞動移動 = 農地調查 昭和18年7月
著者	帝國農會編
受入	18年8月10日 寄贈
備考	/冊

962  
1291

611. 91-Te24ウ



1200500748581

611.91  
4

終